

市では、「日高市立地適正化計画」を令和元年12月18日に策定し、令和2年3月31日に計画の公表を予定しています。公表後は、都市再生特別措置法に基づく届け出が必要になります。

■立地適正化計画とは？

全国的な人口減少と高齢化を背景に、高齢者や子育て世代にとって安心できる健康で快適な生活環境を実現し、持続可能なまちづくりを可能とすることが課題となっています。こうした中、医療・福祉施設、商業施設や住居がまとまって立地し、福祉や交通なども含めて都市全体の構造を見直すなど、「コンパクトシティ・プラス・ネットワーク」の考えで進めることが重要です。本市においても、地域の特性に合わせた緩やかな都市機能と住宅の集約化によるコンパクトシティの形成を目指すため、立地適正化計画を策定し、誰もが安心して快適に暮らせる安心快適都市の形成を目指すものです。

■届け出制度の内容

都市機能誘導区域内外、または居住誘導区域外で以下の行為を行おうとする場合は、行為に着手する30日前までに市長へ届け出が必要となります。なお、届け出は立地を規制するものではありません。

◎都市機能誘導区域内外に係る届け出

【都市機能誘導区域外の届け出対象行為】

(1) 開発行為

誘導施設を有する建築物の建築目的の開発行為を行おうとする場合

(2) 開発行為以外

① 誘導施設を有する建築物を新築しようとする場合

② 建築物を改築し、誘導施設を有する建築物とする場合

③ 建築物の用途を変更し、誘導施設を有する建築物とする場合

※誘導施設とは、都市機能誘導区域ごとに居住者の共同の福祉や、利便性の向上を図るために立地すべき施設であり、都市機能(社会福祉、子育て機能等)の増進に寄与するものです。

【都市機能誘導区域内の届け出対象行為】

誘導施設を休止または廃止しようとする場合

◎居住誘導区域外に係る届け出

(1) 開発行為

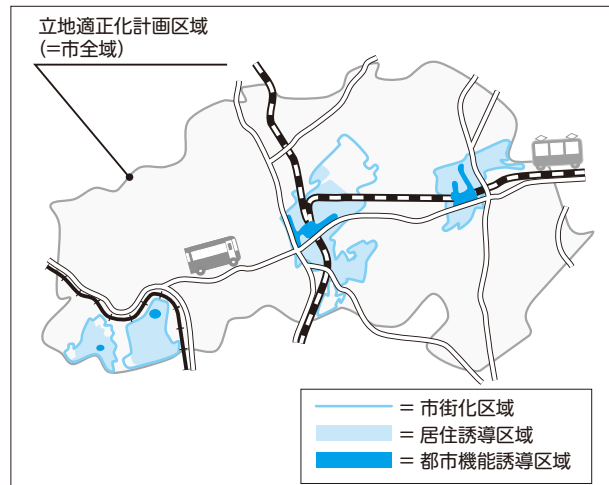
① 3戸以上の住宅の建築を目的とする開発行為

② 1戸または2戸以上の住宅の建築を目的とする開発行為で、その規模が1,000㎡以上のもの

(2) 建築等行為

① 3戸以上の住宅を新築しようとする場合

② 建築物を改築し、または建築物の用途を変更して3戸以上の住宅とする場合



【立地適正化計画届け出制度Q&A】

Q 届け出制度の開始日はいつからですか。

A 立地適正化計画を公表した日(令和2年3月31日予定)から届け出が必要となります。

Q 届け出する期日はいつまでですか。

A 工事着手予定日の30日前までです。

Q 令和2年3月31日に工事着手する場合は、届け出が必要ですか。

A 必要です。公表予定日の令和2年3月31日から4月29日までの間は、工事着手予定日が30日前より短くても届け出が必要です。

Q 届け出に関する罰則はありますか。

A 届け出をしない、または虚偽の届け出をして開発行為等をした場合、法第130条の規定に基づき罰金に処せられる場合があります。

Q 敷地が誘導区域内外にわたる場合に、届け出は必要ですか。

A 敷地の一部でも届け出対象区域になっている場合は、届け出の対象となります。

Q 一部に誘導施設を含む複合施設の場合は、届け出の対象となりますか。

A 一部でも誘導施設を有する場合は、届け出の対象となります。

問い合わせ

都市計画課計画推進・企業誘致・住宅政策担当